



全員発言の座談会をベースにした地域計画

# 地域計画策定の 実践報告会

令和6年11月6日（火）17：00～18：00

中部地区（坂本）



# Ⅰ 地域の将来における農業の在り方

## (Ⅰ) 地域計画の区域の状況

|                                     |       |
|-------------------------------------|-------|
| 区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）      | 242ha |
| ①農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積               | 172ha |
| ②田の面積                               | 4ha   |
| ③畑の面積（果樹、茶等を含む）                     | 238ha |
| ④区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計        | 41ha  |
| ⑤区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計 | 53ha  |
| （参考）区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計        | 117ha |
| うち後継者不在の農業者の農地面積の合計                 | 42ha  |

## (2) 地域農業の現状及び課題



担い手不足！

### 【現状】

本地域は、市内8地域の中で最大の農用地面積、農業者数を有し、本市の地域農業の中心を担っている。主に露地みかん、施設みかんを栽培しており、また市内唯一の農業法人があり、観光農業も盛んな地域でもある。しかし他の地域と同様、70歳以上の農業者が所有する農地面積の割合が約5割となっており、農業者の高齢化問題を抱えている。

### 【課題】

- ・区域内において、規模縮小などの意向のある農地が41ha、70歳以上の農業者が利用する農地のうち後継者不在の農地が42haあることから、新たな受け手の確保等による農地の集積化及び受け手が見つかるまでの農地の維持管理が課題。
- ・農業者256経営体が利用する農地面積の平均団地数及び面積は7箇所、7.6aであり、農地の集約化が課題。
- ・主要作物である露地みかん、施設みかんの多品種・高品質の生産量を維持するための、農作業の負担軽減（省力化）及び生産性の向上が課題。
- ・有害鳥獣による農作物への被害が年々増加しており対策が必要。

### (3) 地域における農業の将来の在り方

- ・ スマート農業を推進し、農作業の負担軽減（省力化）及び生産性の向上を図る。
- ・ 新たな担い手の確保につながる技術・経営面の指導や農地の紹介等を行い、経営定着までのきめ細やかな支援を行う。
- ・ みかんは優良品種の新植・改植を進め、優良品種を増産することにより農業者の所得向上を目指す。
- ・ 鳥獣被害対策を推進し、供給と収益の安定化及び営農意欲の低下を防ぎ、安心して農業に専念できる環境を整備する。

## 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

### (1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地バンクへの貸付けを進め、担い手（主に専業農家）への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で、多様な農業者（主に兼業農家）においても農地利用を進める。

### (2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率

32%

将来の目標とする集積率

55%

### (3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標

貸出意向のある農地から集約化を進め、1経営体あたりの耕作団地数を削減し、団地面積の拡大を図る。

### 3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置（全地区共通）

#### （1）農用地の集積、集団化の取組

集積化については、「農業所得向上のための集積」を第一とし、農地の場所、面積、形状等の条件を鑑みた上で、農業所得の向上につながる集積活動を実施する。

集約化については、農地利用の意向確認を引き続き実施し、耕作面積の拡大意向のある担い手の農地に隣接した貸出意向のある農地等を活用し、団地面積の拡大を図る。

### 3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置（全地区共通）

#### （2）農地中間管理機構の活用方法

地域の農地全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、所有者の貸出意向時期に配慮する。また農地中間管理機構関連事業や基盤整備事業の活用を検討し、集約化を進める。

#### （3）基盤整備事業への取組

地域で合意形成が図れた後、蒲郡市や愛知県土地改良事業団体連合会と連携し、勉強会の開催や基礎調査等を実施する。また小規模基盤整備についても、話し合いの場等を設置し、合意形成に向けての調整を行う。



### 3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置（全地区共通）

#### （4）多様な経営体の確保・育成の取組

就農希望者に対して、JA蒲郡市、蒲郡市農業委員会、農地中間管理機構、東三河農林水産事務所と連携し、農地の紹介や技術・経営面の指導、育成を行う。また将来的に地域の中心的な担い手となるよう、組織的な受け入れ体制の構築を検討する。

#### （5）農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組

農作業を受託する農業者の組織化や農作業請負組織等の設立を検討し、利用の促進に努める。



## 任意記載事項 (地域の実情に応じて取組内容を記載)

- ・スマート農業を推進し、農作業の負担軽減（省力化）及び生産性の向上を図り産地の生産量を維持していく。
- ・多面的機能支払交付金活動組織である「山本活動組織」、「坂本活動組織」を中心に、またその他の地域においても、組織的な鳥獣被害対策及び農地の維持管理並びに農業環境の整備等を実施する。
- ・清田町木森周辺において、広域的なワイヤーメッシュ柵の設置を検討する。
- ・アプリ等の活用により、空き農地やハウスの情報を収集・データ化し、新たな担い手にスムーズに継承できる仕組みを構築する。

## 4 地域内の農業を担う者一覧 (目標地図に位置付ける者)

～現状～

- ・ 農業を担う者 66名 (認定農業者等)
- ・ 農地の総面積 78.6ha

～10年後 (目標年度：令和16年度)～

- ・ 農業を担う者 256経営体  
(10年後も農業を担うと回答した経営体)
- ・ 農地の総面積 132.0ha